高松市契約監理課

令和４年度４月期工事契約制度の見直し等について

１　高松市週休２日モデル工事の試行導入について

２　土木工事における情報共有システムの試行導入について

３　技術者等の配置期間について

４　令和４年度公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種について

５　最低制限価格率及び低入札価格調査基準価格率等の算定基準の見直しについて

１　高松市週休２日モデル工事の試行導入について

（１）　経緯

　働き方改革関連整備法（平成３０年法律第７１号）において、労使協定を結ぶ場合においても上回ることのできない時間外労働の上限及び違反した場合の罰則が定められ、**建設業においても５年間の猶予を経て、令和６年４月１日から適用**されることとなっている。

　また、建設業では従来から、将来の担い手確保が重要な課題となっており、働き方改革の実現に向けた週休２日を推進することで、**就労環境の改善と中長期的な担い手の確保を図るため、**本市において**「高松市週休２日モデル工事」の試行を実施**する。

※　週休２日工事（４週８休）とは

　受注者が、一日を通して現場や現場事務所の閉所を、４週間につき８日以上実施する工事で、その実態を踏まえて労務費等の経費を増額補正するもの

1　高松市週休２日モデル工事の試行導入について

（２）　概要

ア　発注パターン（２種類）

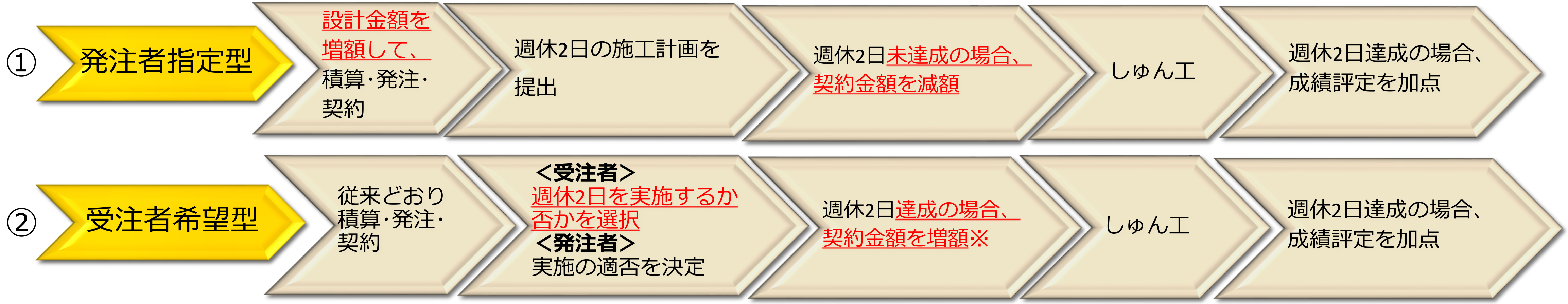

①発注者指定型　発注者が、発注段階において、週休2日の実施に取り組むことを指定する方式

②受注者希望型　受注者が、工事着手までに、週休2日を実施するか否かを選択し、発注者が実施の適否を決定する方式

※　受注者希望型は、試行期間中においては、4週6休以上を達成すれば、契約金額を増額

イ　その他

・休日を土日に限定しないスタイル

・経費の補正率は国に準拠

2　土木工事における情報共有システムの試行導入について

◆情報共有システムとは

公共工事において、受発注者間で発生する打合せ簿等の工事書類やデータの共有、提出、決裁をインターネットを利用してやり取りするシステム（民間が提供しており全国に１０社ある。）

※国土交通省が情報共有システムのガイドライン策定

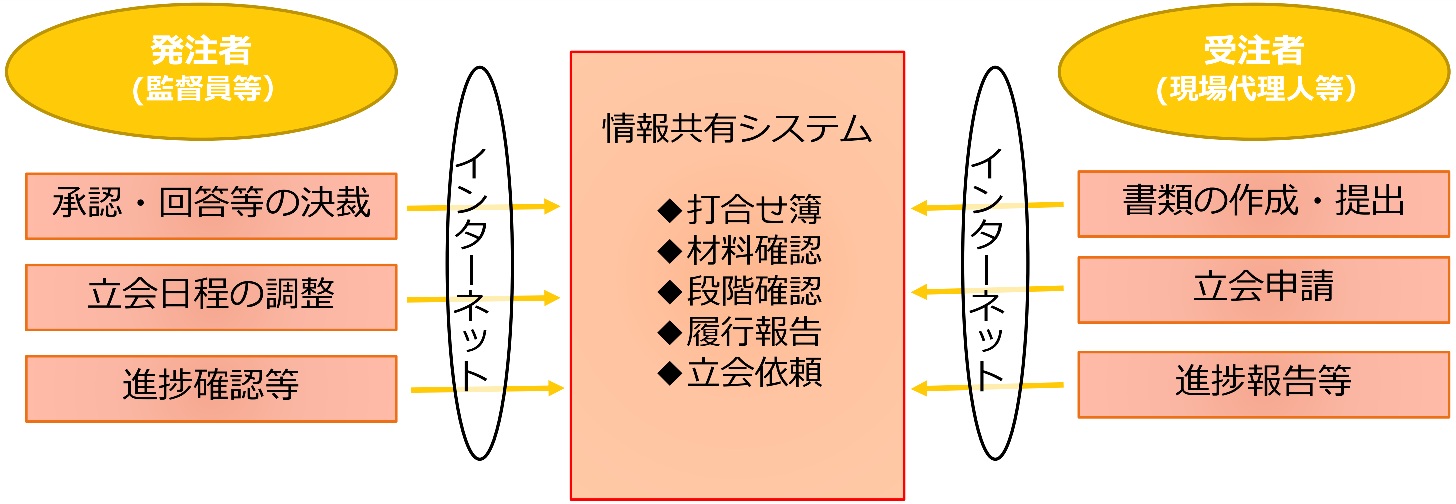

【期待される効果】

① 受発注者間のコミュニケーションの円滑化
② 工事書類の処理の迅速化
③ 監督検査業務の効率化

【システムの費用】

受注者が、情報共有システム提供者と契約する。
※システム費用はすでに設計金額に含まれている。

◆本市試行導入の概要

項目	対象等
対　　　象	当初設計金額　5,000万円以上の土木工事（土木一式工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事、造園工事等）
システム要件	LGWAN-ASPで対応可能なもの※
費 用 負 担	受注者（設計金額に含まれている）
発 注 方 式	受注者希望型
工事成績評定	当該システムを利用した場合、創意工夫の項目で評価(加点)

※LGWAN-ＡＳＰ：ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）という通信の安定性及びセキュリティが確保されたネットワークを介して、各種行政サービスを提供するもの

◆導入スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
試行要領の作成 システムの動作確認等	準備		
当初設計金額5,000万円以上の土木工事		試行	試行
当初設計金額130万円以上5,000万円未満の土木工事			試行

3　監理技術者等及び現場代理人の配置・常駐期間について

　本市発注の工事における監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者等」といいます。）並びに現場代理人の配置・常駐期間については、これまで、しゅん工検査合格日までの運用としておりましたが、配置・常駐期間を明確にし、より効率的な配置を図るため、しゅん工日までとします。
　なお、早期にしゅん工した場合は、しゅん工検査合格日又は契約書に記載された工期の最終日のいずれか先に到来する日をもって配置・常駐期間の終了とします。

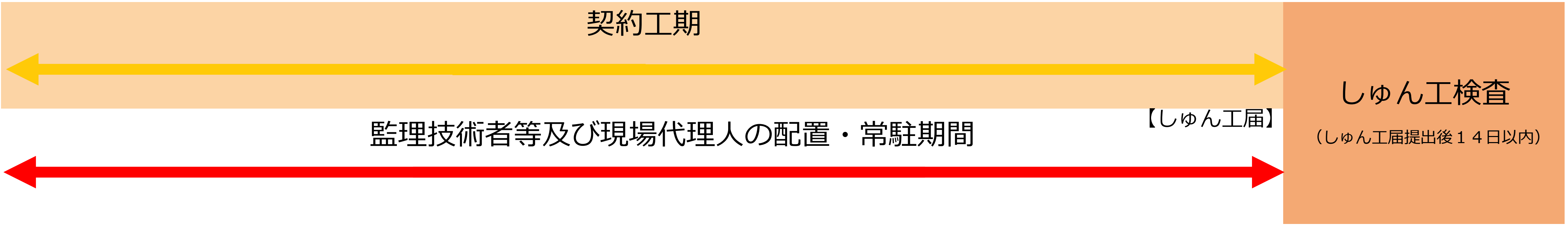

※　ただし、高松市建設工事検査要領第８条及び第９条により、配置期間終了後においても検査の立会い、その他必要に応じて臨時の対応を要するものとする。

４　令和４年度公募型指名競争入札における重複落札禁止の適用業種について

　本市では、受注機会の均等を図る観点から、公募型指名競争入札における「同日公表・同日開札」の案件について、『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を課す制度を導入しております。

令和４年度における適用業種
舗装工事、造園工事

（参考）運用基準：直近１年間における１件当たりの平均指名業者数が１０者を超える業種

　なお、適用業種であっても、発注時点における応札見込（可能）業者の手持ち工事件数等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、「重複落札禁止」の受注制限は行わないものとします。

5　最低制限価格率及び低入札価格調査基準価格率等の算定基準の見直しについて

【最低制限価格率及び低入札価格調査基準価格率の算定式】

現行	（直接工事費×9.7/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×9/10＋一般管理費等×**5.5/10**）／工事価格
見直し後	（直接工事費×9.7/10＋共通仮設費×9/10＋現場管理費×9/10＋一般管理費等×**6.8/10**）／工事価格

【数値的判断基準率の算定式】

現行	（直接工事費×9.4/10＋共通仮設費×8.9/10＋現場管理費×8.9/10＋一般管理費等×**5.5/10**）／工事価格
見直し後	（直接工事費×9.4/10＋共通仮設費×8.9/10＋現場管理費×8.9/10＋一般管理費等×**6.8/10**）／工事価格

【適用開始時期】

令和４年４月１日以降公表分の案件から適用